

遅延損害金目録

番号		内金（認容額）	内金（請求額）	利率	起算日	起算日の根拠（書面の略称は注記2、3のとおり）
1	主文第1項及び請求1(1)	100,620,992		6%	平成26年4月26日	催告書面1による催告日の翌日
		40,899,373		6%	平成26年5月23日	催告書面2による催告日の翌日
		118,450,856		6%	平成26年7月25日	催告書面3の支払期限の翌日
		452,786,511		6%	平成26年8月30日	A事件訴状送達日の翌日
		384,312,059		6%	平成28年7月28日	請求の拡張申立書1送達日の翌日
		34,292,946		3%	令和5年2月3日	請求の拡張申立書2送達日の翌日
2	主文第2項及び請求1(2)	712,757,732		5%	平成26年8月30日	A事件訴状送達日の翌日
		384,312,059		5%	平成28年7月28日	請求の拡張申立書1送達日の翌日
		34,292,946		3%	令和5年2月3日	請求の拡張申立書2送達日の翌日
3	請求2(1)ア		1,097,069,791	5%	平成29年6月7日	B事件訴状送達日の翌日
			34,292,946	3%	令和5年2月3日	請求の拡張申立書3送達日の翌日

注記1 利率はいずれも年利である。利率の法的根拠は次のとおりである。
 年6% 平成29年法律第45号による改正前の商事法定利率
 年5% 平成29年法律第44号による改正前の民法所定の利率
 年3% 民法所定の利率

注記2 原告の被告甲に対する催告書面について
 催告書面1 平成26年4月25日到達の催告書
 催告書面2 平成26年5月22日到達の相殺通知書
 催告書面3 平成26年7月11日到達の催告書

注記3 請求の拡張申立書について
 請求の拡張申立書1 A事件平成28年7月22日付け請求の拡張申立書
 請求の拡張申立書2 A事件令和5年1月27日付け請求の拡張申立書
 請求の拡張申立書3 B事件令和5年1月27日付け請求の拡張申立書